

行政機関等個人情報保護法制研究会開催要領

1．目的

行政機関等個人情報保護法制研究会（以下「研究会」という。）は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律の見直し及び独立行政法人等における個人情報保護制度の在り方について、法制的な観点からの専門的な検討を行うことを目的とする。

2．会議

総務大臣政務官が開催する研究会とし、個人情報の保護に関する法律等諸制度に関し、専門的かつ優れた見識を有する者8名に参集を求めるものとする。

3．運営

- (1) 会議は座長が招集する。
- (2) 座長は、会議を主宰し、座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。
- (3) 毎回、議論の要点を整理して、公表する。
- (4) 座長は、研究会の検討に必要があると認めるときは、有識者その他の者に参加を求めることができる。
- (5) 上記各項のほか、研究会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

4．庶務

研究会の庶務は、総務省行政管理局行政情報システム企画課（行政機関等個人情報保護室）において処理する。